

社会福祉法人すばる 役員及び評議員の報酬等に関する規程

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人すばる（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第22条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- （2）常勤の理事とは、理事のうち、所定週平均3日以上勤務する者をいう。
- （3）非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- （4）報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- （5）費用弁償とは、職務遂行に伴い発生する旅費、手数料等の実費の経費とし、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給、算定方法）

第3条 役員のうち、常勤の理事に対してのみ報酬を支給し、非常勤の役員に対して報酬は支給しないものとする。また、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬は支給しない。

2 常勤の理事に対する報酬額は、別表1に定める範囲内で、各年度の経営内容、勤務実態を考慮して、評議員会が承認した報酬を支給することができる。

（報酬の支給方法）

第4条 常勤の理事に対する報酬の支給の時期は、職務を遂行した日の属する月の末日までの分を翌月15日に支給する。当日が休日の場合には、それ以前の金融機関の営業日とする

- 2 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 3 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

（費用弁償）

第5条 役員等が評議員会、理事会又は施設の運営のための会議等に出席した場合は、別表2に定める額を費用弁償として必要の都度支給することができる。

2 社会福祉法人すばる賃金規程の適用を受ける役員については、第1項は適用しない。

（出張旅費）

第6条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、法人の旅費規定に準じて支給する。

(報酬の日割り計算)

第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

2 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

3 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

付 則

この規程は、平成30年 4月 1日より適用する

別表 1 常勤の理事の報酬

役 職	単 位	報 酬 の 額
理 事 長	月 額	5 0 0 , 0 0 0 円 までの 範囲内
常 務 理 事	月 額	3 0 0 , 0 0 0 円 までの 範囲内

別表 2 費用弁償

単 位	費 用 弁 償 の 額
日 額	6 , 0 0 0 円